

第 5 回水道事業統合検討委員会（4/15）での確認事項

- ① 「統合メリット（共有額）の用途」（別紙 1）については、約 221 億円全額を大阪市域水道事業で使用するかどうかも含めて、改めて次回の 43 市町村の首長会議で議論する。

- ② 「企業団規約変更案」については、別紙 3 のとおりとする。
※ 企業団議会議員定数については、次回の「43 市町村の首長会議」までに調整し、同会議で審議いただく。

- ③ 「企業団規約変更案の提案時期」については、別紙 4 のとおりとする。